

## ④ 役員給与の改正

**Q** : 今年度の税制改正で役員給与の見直しが行われるそうですが、どのようになるのですか？

**A** : 細かいところはわかりませんが、大綱では次のように記載されています。

### 【解説】

役員給与は、次のような見直しが行われます。

- ① 役員及びその同族関係者が発行済み株式総数の90%以上を有し、かつ、常勤役員の過半数を占める場合等には、役員給与の額のうち給与所得控除に相当する部分の金額は損金の額に算入しない。ただし、その同族会社の所得金額の直前3期間の平均額が800万円以下である場合及びその平均額が800万円超3,000万円以下であり、かつ、その平均額に占める給与の額の割合が50%以下である場合は、適用しない。
- ② 1ヶ月以下の期間を単位として定期的に同額を支給する給与のほか、次の給与も原則として損金の額に算入する。
  - ・ 利益を基礎として算定される給与以外の給与のうち確定した時期に確定した額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与
  - ・ 利益を基礎として算定される給与のうち、非同族法人が業務執行役員に支給する給与で損金経理がされていること、算定方法につき適正な手続きが採られており、かつ、有価証券報告書等で開示されている等の要件を満たすもの

